七　前項第三号に掲げる者（雇用の維持又は拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

八　前二号は、同時に適用することができるものとする。

九　前項第四号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

十　前号は、第一号から第四号まで、第六号及び第七号と同時に適用することができるものとし、次号及び第二十一号と同時に適用することができないものとする。

十一　前項第五号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十二　前号は、第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号及び第二十一号と同時に適用することができないものとする。

十三　前項第六号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十四　前項第七号に掲げる者（最近三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期若しくは前々年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月若しくは前々年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期若しくは前々年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・三パーセントとする。

十五　前項第七号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・二パーセントとする。

十六　前二号は、同時に適用することができるものとし、第十三号及び第十四号又は第十三号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

十七　前項第八号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十八　前項第九号に掲げる者（最近三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期若しくは前々年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月若しくは前々年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期若しくは前々年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・三パーセントとする。

十九　前項第九号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・二パーセントとする。

二十　前二号は、同時に適用することができるものとし、第十七号及び第十八号又は第十七号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

二十一　前項第十号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とするときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める率とする。

イ　中小企業者等を対象とする場合（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・二パーセント

ロ　中堅企業を対象とする場合（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・四パーセント

ハ　大企業及び令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・四パーセント

二十二　前号は、第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号、第十一号及び第十七号から第十九号までと同時に適用することができないものとする。

（保証に関する事項）

第七条　第三条第五号、第六号又は第八号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第八条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務のうち、第三条第五号（第五条第九項第一号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第八号までに掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務方針に定める限度額を適用しないものとする。

2　省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第五号から第八号までに掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

3　指定金融機関による産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の限度額については、定めないものとする。

第三章　災害等に係る事案

（危機対応業務の対象となる者）

第九条　第一条第二号及び第三号の事案（以下「災害等に係る事案」という。）に関する危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　第一条第二号に規定する事案については、同号に係る災害により被害を受けた者

二　第一条第三号に規定する事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、短期社債の発行による資金調達に困難を来している信用力のある中堅企業等

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第一条第三号ホに掲げる相談窓口に係る事案に関する前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、第一条第三号ホに掲げる相談窓口に係る事案に係る災害により被害を受けた平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口関係外国法人（同号ホに掲げる相談窓口に係る事案に関する前条第二号に掲げる者と資本関係を有する海外事業のために設立された法人をいう。次条第一項第七号において同じ。）への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

3　前条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利を取得金利の下限とする短期社債ディーラーによるオークション方式等によるものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十一条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第九条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付けに限るものとする。